

(自己検査医療機器等に対する配慮)

第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器(以下「自己検査医療機器等」という。)は、通常生じ得る使用者が利用可能な機能及び手段並びに通常の操作により適正に操作できるように設計及び製造されていなければならない。				
2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するよう設計及び製造されていなければならない。				
3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者が意図したように機能することを、使用に当たって使用者が検証できる手順を含めておかなければならぬ。				

(製造業者・製造販売業者が提供する情報)

使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意图した性能を確認するために必要な情報を提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。	医療機器の添付文書の記載要領について(薬食発第0310003号 平成17年3月10日) JIS T 1497:医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用 JIS T 3211:滅菌済み輸液セット 11.表示	不適切なラベル、添付文書 ヒューマンファクター —合理的に予見できる誤使用に誤使用される可能性 —副作用に関する不十分な警告 —情報が提供されない、使いにくい、または欠落している
--	--	---

(性能評価)

第16条 医療機器の性能評価を行ふために収集されるすべてのデータは、薬事法、昭和三十五年法律第百四十五号)その他の関係法令の定めるところに従つて収集されなければならない。	医療機器の製造販売認証申請について(薬食発第0331032号 平成17年3月31日)第2の1 别紙2	
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準についてする省令(平成十七年厚生労働省令第三十六号)に従つて実行されなければならない。		

対象品目(輸液ポンプ)

第一章 一般的要求事項

基本要件	適用規格 (JIS, ISO, IEC, etc.)	ハザード(ISO 14971)	危険状態(ISO 14971) -熟練していない者 による使用 -訓練を受けていない者 による使用 -情報が提供されない、または提供された 規格が不適切 -不正確な定式化に 関連するハザードにつ いての不十分な警告 -使用に関連する誤り	不具合・有害事象 (厚労省報告ベース)	ユーザビリティ・HFE・ ユースエラー
(設計) <p>第1条 医療機器(車ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。)は、当該医療機器の意図された使用条件及び用金に従い、また必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた意図された使用者によって適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び安全の確保が得られないよう、使用者及び第三者(医療機器にあたる)の安全や健康を害すことがないよう、並びに使用する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能なよう設計及び製造されているなければならない。</p> <p>(リスクマネジメント) <p>第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者(以下「製造販売業者等」という。)は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての潜在する危険性が許容される範囲内にあると判断されるように、危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。 三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段(警報装置を含む。)により、実行可能な限り低減すること。 四 第二号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を示すこと。 </p>	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号) JIS T 14971:医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用	JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators JIS T 14971:医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用	JIS T 0601-1 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項においてチェックリストの第7項以降で引用している項目 JIS T 0601-2-24 医用電気機器 第2-24部:輸液ポンプ及び輸液コントローラーの安全に関する個別要求事項	●複数の規格が存在する ●新しい機器、器具であった ●扱いにくい ●使い、使用しにくい ●表示が見にくい ●知識が不十分	
(設計) <p>第1条 医療機器(車ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。)は、当該医療機器の意図された使用条件及び用金に従い、また必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた意図された使用者によって適正に使用された場合において、患者の臨床状態及び安全の確保が得られないよう、使用者及び第三者(医療機器にあたる)の安全や健康を害すことがないよう、並びに使用する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能なよう設計及び製造されているなければならない。</p> <p>(リスクマネジメント) <p>第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者(以下「製造販売業者等」という。)は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての潜在する危険性が許容される範囲内にあると判断されるように、危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。 三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段(警報装置を含む。)により、実行可能な限り低減すること。 四 第二号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を示すこと。 </p>	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号) JIS T 14971:医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用	JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators JIS T 14971:医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用	JIS T 0601-1 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項においてチェックリストの第7項以降で引用している項目 JIS T 0601-2-24 医用電気機器 第2-24部:輸液ポンプ及び輸液コントローラーの安全に関する個別要求事項	●複数の規格が存在する ●新しい機器、器具であった ●扱いにくい ●使い、使用しにくい ●表示が見にくい ●知識が不十分	

(医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を發揮でき、医療機器としての機能を発揮できるよう設計、製造及び包装されなければならない。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)	- 設計のパラメータ - 製造プロセスに関する変更の管理不足 - 材料・材料の適合性に関する情報の管理不足 - 製造プロセスの管理不足 - 不適切な包装
(製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従つて、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従つて適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであつてはならない。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号) JIS T 14971:医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用	- サービス内の要求事項(保守、再処理など) - 寿命の終わり - 汚染または劣化 - 不適切な環境条件
(輸送及び保管等) 第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従った条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されなければならない。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号) JIS T 14971:医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用 JIS T 0601-1 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要項 10.1 輸送及び保管	- 汚染または劣化 - 不適切な環境条件
(医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。	JIS T 14971:医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用 IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators JIS T 0601-2-24 医用電気機器 第2-24部:輸液ポンプ及び輸液コントローラーの安全に関する個別要求事項	- 性能の要項 - 設計のパラメータ

第二章 設計及び製造要求事項
(医療機器の化学的特性等)

			- 電気的／機械的な要素 - 完全性の予想外の喪失 - 老朽化、摩耗および反復使用による機能の劣化 - 疲労故障	
第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料について注意が払われた上で、設計及び製造されなければならない。 二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び液体との間の適合性 三 硬度、摩耗及び疲労度等	JIS T 14971:医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用 一般的要求事項 43. 火事の防止	JIS T 0601-1 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 43. 強度及び剛性		
2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質(以下「汚染物質等」という。)が及ぼす危険性を最小限に抑えようのように設計、製造及び包装されていなければならず、また、汚染物質等に接触する生体組織、接觸時間及び接觸頻度について注意が払われなければならない。	JIS T 0601-1 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 43. 火事の防止	JIS T 0601-1 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 43. 強度及び剛性	- 設計のパラメータ - 性能の要求事項 - 製造プロセスの管理不足	
3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器とともに使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されなければならない。また、医療機器の用途が医薬品の投与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び関連する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿つて当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されなければならない。	JIS T 0601-1 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 第6章 可燃性麻酔剤の点火の危険に対する保護 JIS T 14971:医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用	JIS T 0601-1 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項 43. 強度及び剛性		
4 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。				
5 医療機器は、当該医療機器から溶出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に阻減するよう設計及び製造されなければならない。				

6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に照らして、偶発的にある種の物質がその医療機器へ侵入する危険性又はその医療機器から浸出することにより発生する危険性を、適切に低減できるよう設計及び製造されなければならない。	JIS T 0601-2-24 医用電気機器 第2-24部：輸液ボンプ及び輸液コントローラーの安全に関する個別要求事項	JIS T 0601-1-1 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的な要求事項
44.3 こぼれ 44.4 漏れ 44.6 液体の浸入 JIS T 14971 医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用	6.8.2d) 患者と接触する部分の清掃、消毒及び滅菌 44.7 清掃、消毒及び滅菌	
(微生物汚染等の防止)		
第8条 医療機器及び当該医療機器の製造工桯は、患者、使用者及び第三者(医療機器の使用にあたつて第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。)に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されなければならない。	二 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。 三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は検体への微生物汚染を防止すること。	2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。
		3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「非ヒト由来組織等」という。)は、当該非ヒト由来組織等の使用目的に応じて歯医学的に管理及び監視された動物から採取されなければならない。製造販売業者は、非ヒト由来組織等を採取した動物の原産地に関する情報を持ち、非ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ファイルその他他の感染症病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工桯においてそれらの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。

4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「ヒト由来組織等」という。)は、適切な入手先から入手されなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染症病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。									
5 特別な微生物学的状態におけることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されなければならない。									
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従って、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点で無菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされてなければならない。									
7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されなければならない。									
8 滅菌を施さなければならぬ医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。									
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清潔度を維持するものでなければならない。使用前に滅菌を施さなければならない医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようならぬ。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。									
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれが区別できるようにしなければならない。									

(製造又は使用環境に対する配慮)

<p>医療機器が、他の医療機器又は装置と組み合わせて使用される場合、接続系を含めたすべての組み合わせは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が持つ性能が損なわれないようにしなければならない。組み合わされる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておかなければならない。</p>	<p>JIS T 14971:医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用 JIS T 0601-1-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的な要求事項 第1節:副邊則 医用電気システムの安全要求事項 機器が医用電気システムとなる場合に適用 6.8 附属文書 添付文書 JIS T 0601-2-24 医用電気機器 第2-4部:輸波ポンプ及び輸波コントローラーの安全に関する個別要求事項</p>	<p>JIS T 14971:医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用 JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的な要求事項 22. 動く部分 23. 表面、角及び縁 24. 正常的な使用時ににおける安全性 44.5 湿気 16 外装及び保護カバー 第6章 可燃性麻酔剤の点火の危険性に対する保護 JIS T 0601-2-24 医用電気機器 第2-4部:輸波ポンプ及び輸波コントローラーの安全に関する個別要求事項 10. 環境条件 36. 電磁両立性</p>
	<p>2 医療機器は、通常の使用及び単一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されなければならない。可燃生物質又は爆発誘因物質に接觸して使用される医療機器については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。</p>	<p>JIS T 0601-1 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求数事項 42. 過度の温度 43. 火事の防止</p>
	<p>3 医療機器は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されなければならない。</p>	<p>JIS T 14971 医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用</p>

(測定又は診断機能に対する配慮)

第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。	2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されなければならない。設計においては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。	3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の遡及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。	4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。	JIS T 14971:医療機器—リスクマネジメントの医療機器
				JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要項 6.3 制御器及び計器の表示

(放射線に対する防御)

第11条 医療機器は、その使用目的に沿つて、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的的、かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されていないければならない。

2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が認められる場合に限り、医療機器の放射線の照射による危険性を上回ると判断される特定の医療目的のために、障害発生の恐れ又は潜在的な危害が生じる場合に、該機器の可視又は不可視の放射線が照射される場合においては、線量が使用者によって設計されている場合においては、線量が使用する公差内で制御できるように設計されなければならぬ。当該医療機器は、関連する可変パラメータの許容されるよう設計及び製造される。

3 医療機器が、潜在的に障害発生の恐れのある可視又は不可視の放線を照射するものにおいては、必要に応じ照射を確認できる視覚的表示又は聴覚的警報装置を備へなければならない。

4 医療機器は、意図しない二次放電線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能ない。

5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止法並に操作中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報を記載されていなければならない。

6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的形状及びエネルギー分布(又は線質)を変更及び制御できるよう、設計及び工ネルギー製造されなければならない。

7.2.7 電離放電線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放電線の曝露を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めようとする設計及び製造造されていないなければならない。

8 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームの種類及びエネルギーに必要に応じ放射線beamのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かく制御できるよう設計及び製造されていなければならぬ。

(能動型医療機器に対する配慮)

第12条 電子プログラムシステムを内蔵した医療機器は、それらのシステムの再現性、信頼性及び性能が確保され、これらのシステムでないければならない。また、システムに一つでも故障が発生した場合、実行可能な限り、当該故障から派生する危険性を適切に除去又は軽減できるよう、適切な手段が講じなければならない。	JIS T 1497:医療機器リスクマネジメントの医療機器への適用 JIS T 0601-1 医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要件事項 52.異常作動及び故障状態 JIS T 0601-2-24 医用電気機器 第2-24部:輸液ポンプ及び輸液コントローラーの安全に関する個別要求事項	JIS T 0601-2-24 医用電気機器 第2-24部:輸液ポンプ及び輸液コントローラーの安全に関する個別要求事項 49.電源の遮断	JIS T 0601-2-24 医用電気機器 第2-24部:輸液ポンプ及び輸液コントローラーの安全に関する個別要求事項 49.電源の遮断	JIS T 0601-2-24 医用電気機器 第2-24部:輸液ポンプ及び輸液コントローラーの安全に関する個別要求事項 36.電磁両立	JIS T 0601-2-24 医用電気機器 第2-24部:輸液ポンプ及び輸液コントローラーの安全に関する個別要求事項 36.電磁両立	JIS T 0601-2-24 医用電気機器 第2-24部:輸液ポンプ及び輸液コントローラーの安全に関する個別要求事項 14.分類に関する要求事項 17.分離 19.連續漏れ電流及び患者測定電流 一般的要件事項 JIS T 0601-1 医用電気機器 第1部:安全に関する一般 13.一般 15.電圧及びエネルギーの制限 16.外装及び保護力 18.保護接地、機能接地及び等電位化 20.耐電圧
2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられないなければならない。						
3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されていなければならない。						
4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態の場合、それを知らせる適切な警報システムが具備されていないなければならない。						
5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の機器の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的かつ適切に低減するよう設計及び製造されなければならない。						
6 医療機器は、意図された方法で操作できるために、電磁的妨害に対する十分な内在的耐性を維持するよう設計及び製造されなければならない。						
7 医療機器が製造販売者等により指示されたとおりに正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及び单一故障状態において、偶発的な電撃リスクを可能な限り防止できよう設計及び製造されなければならない。						

(機械的危険性に対する配慮)

第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び使用者を保護する機械的危険性から、患者及び使用者を保護するよう設計及び製造されなければならない。

2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動を可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されなければならない。	JIS T 0601-2-24 医用電気機器 第2-24部：輸波部及び輸波コントローラーの安全に関する個別要求事項 JIS T 0601-1 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 21. 機械的強度 22. 動く部分 23. 表面、角及び縁 24. 正常な使用時ににおける安定性	一物理的要因(熱、圧力、時間など)		
3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低い水準に抑えられるよう設計及び製造されなければならない。	JIS T 14971 医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用 JIS T 0601-1 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 56.3 接続：一般 56.7b) 接続 57. 電源部、部品及び配置 58. 保護接地：端子及び接続			
4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されなければならない。	JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 42. 過度の温度			
5 医療機器のうち容易に触れることのできる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達するに至らないようにしなければならない。				

(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)

第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器 は、患者及び使用者の安全を保証するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されなければならない。	JIS T 0601-2-24 医用電気機器 第2-24部：輸液ポンプ及び輸液コントローラーの安全に関する個別要求事項 50. 作動データの正確度	●過剰投与、薬剤過量投与の疑い、●駆動部の故障から警報アラームが発生。装置が停止 ●ドアの開鎖力の低下による半ドアのため、フリーフローが発生
2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不適正なエネルギー又は物質の供給を防止する手段が具備され、エネルギー源又は物質の供給源からの危険量のエネルギー、や物質の偶発的な放出を可能に限り防止する適切な手段が講じられてなければならない。	JIS T 0601-2-24 医用電気機器 第2-24部：輸液ポンプ及び輸液コントローラーの安全に関する個別要求事項 51. 危険な出力に対する保護 54. 一般的な事項	
3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されなければならない。操作に必要な指示を医療機器に表示する場合、或いは操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これら的情報は、使用者（医療機器の使用にあたって患者の安全及び健康等に影響を及ぼす場合に限り、患者も含む。）にとって、容易に理解できるものでなければならない。	JIS T 0601-1 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的な要求事項 56.10 制御器の操作部分 JIS T 0601-2-24 医用電気機器 第2-24部：輸液ポンプ及び輸液コントローラーの安全に関する個別要求事項 6.1 機器及び機器の部分の外側の表示 56.8 表示器	

(自己検査医療機器等に対する配慮)

「自己検査医療機器又は自己投薬医療機器（以下「自己検査医療機器等」という。）は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿って適正に操作できるように設計及び製造されなければならない。」	1 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取り扱い中（検体を取り扱う場合に限る。）及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するよう設計及び製造されなければならない。	2 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たつて使用者が検証できる手順を含めておかなければならぬ。

(製造業者・製造販売業者が提供する情報)

使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者の名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報を提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならぬ。	医療機器の添付文書の記載要領について(薬食発第0310003号 平成17年3月10日) JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要項 JIS T 0601-1-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的な要求事項 第1節:副通則 医用電気システムの安全要求事項 JIS T 0601-1-2:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的な要求事項 第2節:副通則—電磁耐立性—要求事項及び試験 6.標識、表示及び文書 JIS T 0601-2-24 医用電気機器 第2-24部:輸液ポンプ及び輸液コントローラーの安全に関する個別要求事項 6.標識、表示及び文書 JIS T 14971 医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用	—合理的に予見できる誤使用 —故意に誤使用される可能性 —副作用に関する不十分な警告 —情報が提供されない —使用に関する指示が分かりにくく、または欠落している
--	---	--

(性能評価)	第16条 医療機器の性能評価を行ふために収集されるすべてのデータは、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)その他の関係法令の定めるところに従つて収集されなければならない。 2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年厚生労働省令第三十六号)に従つて実行されなければならない。	医療機器の製造販売承認申請について(平成17年2月16日薬食発第0216002号)第2の1	
--------	---	---	--

対象品目(植込み型心臓ペースメーカー)

第一章 一般的な要求事項

基本要素	適用規格 (JIS, ISO, IEC, etc)	ハザード(ISO 14971)	危険状態	不具合・有害事象 (厚労省報告ベース)	ユーザビリティ・HFE・ユースエラー
(設計) 第1条 医療機器(車両や動物のために使用されることがある)が目的とされているものを除く。以下同じ。)は、当該医療機器の意図された使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた意図された使用者によって適正に使用されなければならない。 おいて、患者の臨床状態及び安全を損なわないよう、使用者及び第三者(医療機器の使用にあたって第三者の安全や健康を害すことがないよう、並びに使用者の際に発生する危険性にして許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能のように設計及び製造されていないなければならない。	・省令169号 ・JIS T14971	使用に関するハザード 不正確な定式化	- 熟練していない者による使用 - 不正確な定式化についての不足 - ハザードに関する誤り - 使用に関する誤り	・心タンポナーティング - 予期せぬスクリューの突出 - 心筋からのディスロッジ - アンカーリングスリーブ付近での断線の疑い - パーフォレーション	未熟な術者による使用
(リスクマネジメント) 第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者は又は製造業者(以下「製造販売業者等」という。)は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危害についての残存する危険性が許容される範囲内にあると判断されるよう危険性を管理しなければならない。この場合には、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。 一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。 三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段(警報装置を含む。)により、実行可能な限り低減すること。 四 第二号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を示すこと。	JIS T 14971	使用に関する誤り 不完全な要件 使用に関する誤り	- 合理的に予見できる誤使用 - 故意に誤使用される可能性 - 不適切な仕様 - 設計のパラメータ - 性能の要求事項 - 副作用に関する不十分な警告 - ハザードに関する不適切な警告		

(医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できないければならず、医療機器としての機能を発揮できないよう設計、製造及び包装されなければならない。	・省令169号 ・JIS T14971	不完全な要求事項 製造プロセス 輸送および保管	- 設計のパラメータ - 製造プロセスに関する変更の管理不足 - 材料/材料の適合性に関する情報の管理不足 - 製造プロセスの管理不足 - 不適切な包装
(製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従つて、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従つて適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであつてはならない。	・省令169号 ・JIS T14971	不完全な要求事項 輸送および保管	- 寿命の終わり - 汚染または劣化 - 不適切な環境条件
(輸送及び保管等) 第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従つた条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されていなければならぬ。	・省令169号 ・JIS T14971	輸送および保管	- 汚染または劣化 - 不適切な環境条件
(医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。	・JIS T14971 ・ベースメーカー基準 6種込み型パルスジェネレータ 及びベースメーカードット特性の測定 23.6コネクタ保持力	不完全な要求事項	- 性能の要求事項 - 設計のパラメータ

第二章 設計及び製造要求事項

<p>(医療機器の化学的特性等)</p> <p>第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されなければならない。</p> <p>一 毒性及び可燃性 二 適合性 三 硬度、摩耗及び疲労度等</p>	<p>・ペースメーカー基準 14.3生物学的要求事項 23機械的な力に対する能動植込み型医療機器の保護</p>	<p>生物学的適合性ハザード 機械工ネルギー(疲労) 環境要因 故障モード</p>	<p>・生体内分解性 - 生体適合性 - 電気的／機械的な完全性の予想外の喪失 - 老化、摩耗および反復使用による機能の劣化 - 疲労故障</p>	<p>・間歇的ペーシング(患者の運動過多によるケース内の運動過多) の接続不良 ハーマチックシール(気密密閉)の経年劣化 リード断線、リード被覆破損</p>
	<p>2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質(以下「汚染物質等」という。)が及ぼす危険性を最小限に抑えよう設計、製造及び包装されていなければならず、また、汚染物質等に接触する生体組織、接觸時間及び接觸頻度について注意が払われていなければならない。</p>	<p>生物医学ハザード(ハクティア、ウイルス汚染)</p>	<p>・洗浄、消毒および滅菌の バリデートされた手順が存在しない、または規格が不適切 - 洗浄、消毒および滅菌の 不適切な実施</p>	
	<p>3 医療機器は、通常の使用手順の中では当該医療機器と同時に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されなければならない。また、医療機器の用途が医薬品の投与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び関連する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿って当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されていなければならない。</p>			<p>・設計のパラメータ - 性能の要求事項</p>
	<p>4 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。</p>	<p>・ペースメーカー基準 14.4医薬物質の安全性 19.5医薬物質に関する設計及び製造</p>	<p>医薬品を含有するときの、 医薬品がもつハザード</p>	

5 医療機器は、当該医療機器から漏出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されなければならない。	・JIS T14971 ・ベースメーカー基準 14.2粒子物質試験	化学的ハサード	- 設計のパラメータ - 性能の要求事項
6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に照らして、個別のにある種の物質がその医療機器へ侵入する危険性又はその医療機器から漏出することにより発生する危険性を、適切に低減できるよう設計及び製造されていなければならぬ。	・JIS T14971 化学的ハサード 故障モード	化学的ハサード - 老朽化、摩耗および反復使用による機能の劣化 オーバーセンス・ペーシン グ不全(グロメットからの血液浸潤による) ソーマチックシール(気密閉)の経年劣化	- 性能の要求事項 - 老朽化、摩耗および反復使用による機能の劣化 オーバーセンス・ペーシン グ不全(グロメットからの血液浸潤による) ソーマチックシール(気密閉)の経年劣化
(微生物汚染等の防止)			
第8条 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者(医療機器の使用にあたつて第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。)に対する第三の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されなければならない。 一 必要に応じ、容易に取り扱いを容易にすること。 二 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。 三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は検体への微生物汚染を防止すること。	・省令169号 生物的ハザード(バクテリア、ウイルス汚染)	N/A	
2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。			

7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認された方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されなければならない。	ベースメーカー基準 14.1滅菌方法 滅菌パリティーション基準(薬食監第0330001号 平成17年3月30日)	生物学的ハサード(バクテリア、ウイルス汚染)	N/A
8 滅菌を施さなければならない医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。	・省令169号	生物学的ハサード(バクテリア、ウイルス汚染)	- 洗浄、消毒および滅菌の不適切な実施
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清潔度を維持するものでなければならぬ。使用前に滅菌を施さなければならない医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。			
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。			
(製造又は使用環境に対する配慮)			
医療機器が、他の医療機器又は体外診断薬又は装置と組み合わせて使用される場合、接続系を含めたりすべての組み合わせは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が持つ性能が損なわれないようにしなければならない。組み合わされる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておかなければならない。	・JIS T14971 ・不適切なラベリング、添付文書(未熟な術者による使用) ・使用に関連する誤り	- 消耗品、付属品、その他の医療機器との不適合性 (ヤストスクリューの脱落)による間歇的ペーリング ・スタイルットの挿入困難	未熟な術者による使用

第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されなければならない。 一 物理的特性に製造された外界からの影響又は環境条件に二 合理的に予測可能な外界からの影響又は環境条件に三 通常の状態で使用中に接觸する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時に使用する他の医療機器四 物質が偶然医療機器に侵入する危険性五 検体を誤認する危険性六 研究又は治療のために通常使用される危険性七 保守又は較正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の機能の精度が低下する場合などに発生する危険性	<p>JIS T14971 ・ペースメーカー基準 15.2外部物理的な要求事項</p> <p>機械エネルギー ・電磁エネルギー(環境ハザード) 環境要因</p> <p>20体外式除細動に対する保護 21ジアテルミに対する保護 22超音波に対する保護 23大気圧変化に対する保護 24温度変化に対する保護 25電磁非電離放射線に対する保護 26温度変化に対する保護 27電磁波に対する保護</p> <p>16.4ランナウェイプロジェクト 20体外式除細動に対する保護 21ジアテルミに対する保護</p> <p>19.2推奨交換時期の警告</p>	<p>一 物理的因素(熱、圧力、時間など) 二 科学的因素(餌食、分解、汚などを) 三 電気場(電磁干渉への感受性など)</p> <p>CTIによるオーバーセンシング、リセット 血液の浸潤によるペーシングセシング不全</p>
		<p>2 医療機器は、通常の使用及び单一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されなければならない。可燃性物質又は爆発誘因物質に接觸して使用される医療機器については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。</p> <p>3 医療機器は、すべての廃棄物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されていなければならない。</p>